

自治体等の収容施設について

1. 現状

(1) 収容施設等の基準

各自治体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動愛法」という。）に基づき、犬・ねこの引取りや処分等を行っており、これらの業務に伴う犬・ねこの収容施設を複数有しているが、現在は、こうした施設に関する基準は存在しない。

また、一般市民に対する施設の公開状況については、全て公開、一部のみ公開、譲渡・返還希望者のみに公開など自治体によって様々である。

(2) 犬猫の殺処分方法の検討

引取り等により収容した犬・猫のうち、返還・譲渡等ができず、更に一定の保管日数が過ぎれば、殺処分されることとなる。殺処分については、「動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年総理府告示第 40 号）」に基づき、できる限り動物に苦痛を与えない方法により行われており、炭酸ガスや薬品（麻酔薬）が用いられている。

なお、引取り数の減少、返還・譲渡数の増加により、殺処分数は年々減少している。

(3) 犬猫の引取りルール

動愛法第 35 条第 1 項及び第 2 項の規定による犬・猫の引取り等に関する措置は、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（平成 18 年環境省告示第 26 号）」に基づき実施されている。

なお、「犬又はねこの引取り業務に当たっての参考事項（平成 21 年 2 月 4 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から各都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管課（室）長あて事務連絡）」により、安易に又は何度も自治体の動物愛護センター等へその所有する犬・猫の引取りを求めるいわゆるリピーターに対する取組等を整理して自治体に示している。また、引取手数料を徴収することは、悪質なリピーター等による引取りを減らす効果がある一方、遺棄が増加する懸念がある。

○動物の保護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特

別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第一項(前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。
- 5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号)

第二条 法第三十五条第六項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

2. 主な意見

(1) 収容施設等の基準

(愛護団体等)

- ・ 適正飼育、公開等について全国一律の基準を設けるべき。

(2) 犬猫の殺処分方法の検討

(愛護団体等)

- ・ すべて薬品による処分とすべき。

(自治体)

- ・ 薬品による処分の場合、職員の数や精神的負担が問題。
- ・ 動物が暴れた場合、薬品を投与するために保定する行為が動物にとっては苦痛となるとともに、職員の安全確保が困難となるおそれ。

(3) 犬猫の引取りルール

(愛護団体等)

- ・ 法第35条の規定によれば、自治体は求められれば引き取らざるを得

ないが、自治体の裁量で引取りを断れるようにすべきではないか。

3. 主な論点

(1) 収容施設等の基準

- ・収容施設には、収容直後の一時的な留め置きや譲渡先等を探すための長期的な収容など様々な目的の施設があり、それぞれの目的に応じた施設基準を示す必要があるか。施設基準を示す場合、自治体の財政事情も考慮するとまずは拘束力のないものとする必要はないか。
- ・施設の公開基準が必要か。地域によって事情が異なることから自治体毎の事情も考慮する必要。

(2) 犬猫の殺処分方法の検討

- ・殺処分される動物の肉体的・精神的苦痛を軽減する観点から、処分量の多寡や各個体の特性等に応じて、殺処分方法を使い分けることが必要。また、技術・科学的知見の進展も踏まえることが必要。
- ・一方で、殺処分を行う職員の精神的負担を増やさない配慮や安全確保が必要。

(3) 犬猫の引取りルール

- ・引取りを減らすために現在も各自治体で様々な取組が行われているところであるが、特に、同じ飼養者・事業者等からの引取りの規制が可能となるよう法律等で手当すべき措置があるか。また、告示や事務連絡で改訂が必要な箇所があるか。
- ・やむを得ず引取りを求める立場にはどのように配慮すべきか。
- ・現在でも窓口での指導・啓発など引取りを減らすよう取り組んでいる自治体もある中、法律で自治体の裁量で引取りを断れるようにする必要があるか。

4. 参考資料

○犬・猫の引取り等の業務

○「犬又はねこの引取り業務に当たっての参考事項」の送付について（平成21年2月4日付け事務連絡）